

技能証明の失効後の再取得手続きについて (技能証明書返納証明書交付者講習)

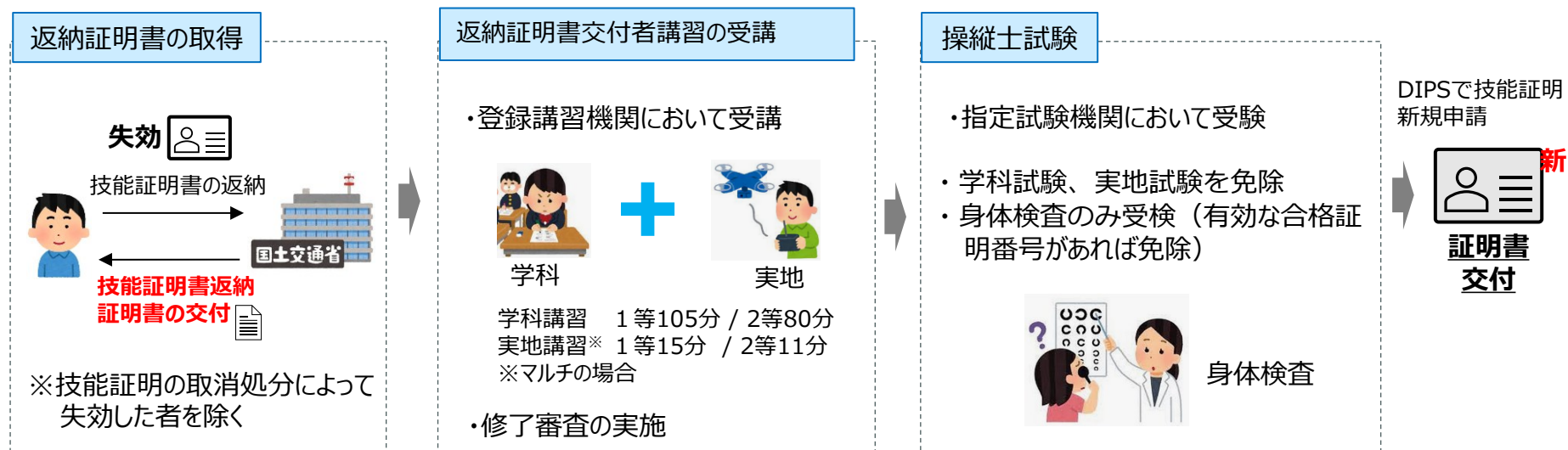
航空局無人航空機安全課

2026. 8

制度の概要

【概要】

- **有効期間の更新を行わず技能証明が失効した方が**、技能証明書返納証明書交付者講習を受講することで、**効率的に技能証明を再取得できる制度**
 - 返納証明書の交付を受けることで、登録講習機関による講習の受講（修了審査を含む）と、指定試験機関における身体検査の受検をもって、技能証明書の再取得が可能になる（**学科試験・実地試験が免除**）
- ※詳細な手続等は次頁以降を参照ください



【対象者】 次のすべてに当てはまる方が本制度の対象者です

- 技能証明の**有効期間の更新を行わず**、技能証明の効力が失われた方
 - 直近に受けていた技能証明の**有効期間の満了日から3年を経過していない方**
 - 技能証明書を返納し、**技能証明書返納証明書**（航空法施行規則第236条の68第4項）の交付を受けた方
- （※1）技能証明の取消処分によって失効した者は返納証明書を取得できないため、ご注意ください。

技能証明申請者向けの手続き

技能証明書の返納

※DIPSの「返納申請」ボタンは押下せずに技能証明書を郵送で返納してください

〔技能証明書の返納先〕
〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第122号
国土交通省航空局 無人航空機操縦者技能証明申請受付事務局 技能証明書回収係 行

技能証明書返納証明書の交付

航空局から技能証明書返納証明書（右図）を交付します
本講習の受講、試験合格証明書の発行申込み及び技能証明の新規申請に必要となりますので、大切に保管してください

登録講習機関の確認・登録

- ①本講習の課程の対象機関は受講前に登録講習機関の一覧（<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520574.pdf>）でご確認ください
下図右端の赤枠「技能証明書返納証明書交付者講習の対応」欄に○印がある機関が対応しています。
- ②DIPSにて受講予定の登録講習機関を登録してください。登録方法の詳細はDIPSマニュアルをご参照ください

技能証明書返納証明書

国土無機第 号

技能証明書返納証明書
第 号

殿

航空法施行規則第 236 の 68 第 4 項の規定に基づき、技能証明書の返納があったことを下記のとおり証明する。

記

返納を行った者の氏名	
返納を行った者の生年月日	
技能証明の区分	
技能証明の限定	
返納された技能証明書番号	
返納された技能証明書に係る 技能証明の有効期間	

年 月 日

国土交通大臣 印

①一覧で確認

登録講習機関の一覧について

登録講習機関の一覧を以下に掲載していますので、必要に応じてご確認ください。

PDF|表示

登録講習機関情報一覧（回転翼航空機（マルチローター））UPDATE!!

PDF|表示

登録講習機関情報一覧（回転翼航空機（ヘリコプター））UPDATE!!

PDF|表示

登録講習機関情報一覧（回転翼航空機（飛行機））UPDATE!!

登録講習機関 一覧

名称	事務所名	事務所コード	技能証明書返納 交付者講習の対応
ドローン検定協会株式会社	ドローン検定協会株式会社	T0000001	
株式会社空機研	空機研ドローンスクール	T0004001	
株式会社日本私教育研究所	KGドローンアカデミー	T0007001	
東京株式会社	東京株式会社	T0018001	
株式会社ダイテック	札幌ドローンアカデミー	T0015001	
産業会館スクール	米子自動車学校ドローン安大守校	T0017001	
学校法人柳心学園			
株式会社スカイビーク	株式会社スカイビーク	T0018001	○
株式会社空むすび	東日本ドローン航行技術教育校 スカイバード	T0081001	
株式会社大機工	DRONE★VILLAGE YACHIO	T0093001	
楽天ドローン株式会社	楽天ドローンアカデミー	T0043001	
株式会社河南安全自動車学校	宮城ドローンスクール	T0008001	○

②DIPSに登録

技能証明メニュー

技能証明書の交付に伴う受験や申請に必要な情報を準備する

技能証明申請者番号の取得

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

技能証明書の交付・変更・返納に伴う各種申請を行う

技能証明書の新規交付

技能証明書の限定変更

有効期間の更新

技能証明書の返納

講習機関情報入力

受講する登録講習機関の情報

登録講習機関 事務所コード1	T0000001	選択	取消
登録講習機関 事務所コード2		選択	
登録講習機関 事務所コード3		選択	
登録講習機関 事務所コード4		選択	
登録講習機関 事務所コード5		選択	

受講する登録更新講習機関の情報

登録更新講習機関 事務所コード

戻る

次へ

技能証明書返納証明書交付者講習の受講

学科講習

時間数：一等 105分 / 二等 80分

○ 登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示に定める科目について
教本・視聴覚教材を用いて実施します。

○ 講習修了時に**修了確認試験**を行い、各登録講習機関が定める修了基準
を満たした方が修了となります。

○ 修了確認試験は**対面**で行います。

実地講習

時間数：一等 15分 / 二等 11分 ※マルチローターの場合

○ 直近に受けていた**技能証明の資格の区分に応じ、無人航空機の種類ごと**
に実施します（※1）。

○ 実地講習は**実機又はシミュレーター**を用いて実施できます。

○ 講習修了時に**修了審査**を行います（新規取得時の実地試験と同様）。

○ 修了審査は実機で行う必要があります。

（※1）**限定変更の取扱い**：直近に受けていた技能証明が昼間飛行・目視内飛行・最大離陸重量25kg未満に係る限定をしないものであった場合には、これらの限定変更に係る修了審査もあわせて行う必要があります（当該限定をする技能証明を申請しようとする場合を除く）

修了証明書の発行

講習修了後、修了証明書（右図）が発行されます。
指定試験機関における試験合格証明書の発行申込み及びDIPSにおける技能証明の新規申請に必要となりますので、大切に保管してください。

様式2

無人航空機講習修了証明書

第 年 月 日 号

学科試験免除に係る有効期間： 年 月 日まで有効

実地試験免除に係る有効期間： 年 月 日まで有効

殿

技能証明申請者番号：

航空法第132条の50の規定に関し、登録講習機関が行う無人航空機講習（技能証明書返納証明書交付者講習に係る課程）を修了したことを証明する。

区分	限定解除事項											
	回転翼航空機 (マルチローター)			回転翼航空機 (ヘリコプター)			飛行機					
一等	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内
	kg				kg				kg			
二等	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内
	kg				kg				kg			

担当修了審査員： _____

(登録講習機関名 印)

登録講習機関 印： _____

指定試験機関へ事前連絡

身体検査受験前にメールで指定試験機関（一般財団法人日本海事協会）宛てに事前連絡をしてください

事前連絡の際、**技能証明書返納証明書**と**講習修了証明書**を必ず添付してください

メールで連絡後、指定試験機関から「試験合格証明書」の発行に向けた案内があります

身体検査の受検

指定試験機関の試験申込システムにログインし、身体検査を受検していただけます。なお、既に有効期間内の身体検査合格証明番号をお持ちの場合、身体検査は不要です。

合格後、新たな身体検査合格証明番号を発行しますので有効期間をご確認ください。

※ログインURL（<https://ua-remote-pilot-exam.manaable.com/login>）

試験合格証明書の発行申請

指定試験機関の試験申込システムにログイン（同上）し、試験合格証明書の発行申請を行ってください

※指定試験機関から案内された試験名を用いて発行申請を行ってください

技能証明書の申請

「[技能証明申請の新規申請方法マニュアル](#)」に従い、DIPSから新規申請を行ってください

- ① 試験合格証明書（指定試験機関で発行されたもの）

② 講習修了証明書（登録講習機関で発行されたもの）

③ 技能証明書返納証明書（スキャンまたは撮影した写真データ）
- ※DIPSに登録された情報と、お手元の証明書の記載内容が一致していることを確認の上申請してください。

送付するメールの内容

- 宛先：一般財団法人日本海事協会
- メールアドレス：uav-license@classnk.or.jp
- 件名：「試験合格証明書発行申請（返納証明書交付者用）」
- 本文記載事項
- ①「試験合格証明書（返納証明書交付者用）の発行を希望します。」
- ②氏名：○○○○
- ③技能証明申請者番号：○○○○○○○○○○○○
- ④電話番号：○○○-○○○○-○○○○
- 添付書類
- ①技能証明書返納証明書（スキャンデータ又は撮影した写真）
- ②講習修了証明書

技能証明書の新規申請時における添付書類

試験合格証明書

講習修了証明書

技能証明書返納証明書

技能証明合格証明書に関する情報

技能証明合格証明書番号

講習修了証明書番号 1

技能証明合格証明書 ①

講習修了証明書 ①

講習修了証明書 ②

講習修了証明書 ③

講習修了証明書 ④

戻る

次へ

登録講習機関向けの手続き

☐ **講習の準備**

登録講習機関において、技能証明書返納証明書交付者に係る課程（本講習）の設定は**任意**です。
本講習を実施する場合は、**無人航空機講習事務規程の変更**の届出が必要です。

事務規程（変更）の提出方法	
提出期限	講習を開始する日の 1 月前まで
提出方法	PDFを電子メールで提出（登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法）
メールアドレス	info@mlit-drone.com
件名	【資料送付】登録講習機関に係わる講習事務規程_登録講習機関名
送付先	国土交通省 航空局 無人航空機登録講習機関等審査事務局
添付資料	申請番号_書類名 ※申請番号は登録申請システムが払い出す番号（TDxxxxxx）

※航空局の確認後、届出を行った者に受領連絡を行います。受領連絡を受けるまでは本講習を開始できませんので、余裕をもってご提出ください。

★注意点 更新講習との違い

- ・無人航空機更新講習（登録更新講習機関が実施）は、**合否判定を行いません**。
- ・本講習（登録講習機関が実施）は、学科講習に**修了確認試験**、実地講習に**修了審査**があり、これらに合格しなければ修了となりません。

修了証明書の発行

「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」記載の様式2を用いて発行してください。

※ 1：修了証明書番号は、以下の採番ルールに従って各登録講習機関で採番してください。

※ 2：区分（一等／二等）及び無人航空機の種類（マルチ／ヘリ／飛行機）は、該当する項目にチェックを入れてください。

★有効期間は「学科」と「実地」で異なります

・学科試験免除に係る有効期間：講習を修了した日から**3ヶ月**

・実地試験免除に係る有効期間：講習を修了した日から**1年**

修了者情報のアップロード

「講習修了者情報のアップロード方法マニュアル」に従い、修了証明書発行から5営業日以内にDIPSへ登録してください。

ただし、有効期間満了日については以下をご確認の上ご対応ください。

様式2

無人航空機講習修了証明書

第 年 月 日 号

学科試験免除に係る有効期間： 年 月 日まで有効

実地試験免除に係る有効期間： 年 月 日まで有効

技能証明申請者番号：

航空法第132条の50の規定に関し、登録講習機関が行う無人航空機講習（技能証明書返納証明書交付者講習に係る課程）を修了したことを証明する。

区分	限定解除事項											
	回転翼航空機 (マルチローター)				回転翼航空機 (ヘリコプター)				飛行機			
一等	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内
二等	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内	基本	25	昼間	目視内

担当修了審査員： (登録講習機関名 印)

登録講習機関コード：

修了者情報一覧

No.	氏名	技能証明申請者番号	講習修了証明書番号	登録講習機関コード	登録講習機関事務所コード	講習に関する情報	
						修了日	有効期間満了日
1						2026/06/01	2026/08/31

※ 1：有効期間満了日は、学科試験免除に係る有効期間に併せて「3ヶ月」で入力してください。

(例) 修了日 : 2026年6月1日
有効期限満了日 : 2026年8月31日

★「3ヶ月」で入力する理由

修了証明書の有効期間は学科（3月）と実地（1年）で異なりますが、DIPSの入力欄は1つのため、期限が先に到来する学科試験免除の期間に揃えます。